

## 重度障害者等包括支援

### (1) 実施主体

○ 実施主体	□ 指定障害福祉サービス事業者(療養介護及び共同生活援助を除く)又は指定障害者支援施設であること
--------	--

### (2) 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 当該指定重度障害者包括支援事業者が指定を受けている指定障害者福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。
② サービス提供責任者	□ 重度障害者等包括支援におけるサービス提供責任者は次の各号のいずれにも該当する者とする。(平成18年9月29日厚生労働省告示第547号) 一 相談支援専門員であること。 二 重度障害者等包括支援の対象となる利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者であること。  □ 事業所ごとに配置すること。  □ 1以上置かなければならない。  □ 1人以上は、専任かつ常勤の者でなければならない。
③ 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。  □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。  □ ただし、指定重度障害者包括支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定重度障害者包括支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### (3) 設備に関する基準

① 設備及び備品	□ 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。  □ 指定重度障害者包括支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
----------	---